

EDGE

International

EDGE

[IR]² Investors Relations
+
Integrated Reporting

LETTER

2018.03 vol.30

INDEX

- 01 IIRC NEWS
- 02 World NEWS
- 03 Topics
- 04 Best <IR> Practice
統合報告先進事例
- 05 What is Integrated Reporting?
統合報告とは？

発行：EDGE International

お問い合わせ：news@edge-intl.co.jp

▶ FEBRUARY NEWSLETTER

① 「IIRCグローバル・カンフェレンス2018」
に本日ご登録を!

② 学術機関の参加を要請

③ より高度な統合性を求める「持続可能な金融についてのハイレベル専門家グループ (HLEG)」との連携を図る
IIRC

④ 2018年「B20タスクフォース」に任命
されたIIRC

⑤ 卵を産むガチョウに餌をやるのは
誰か?

3

より高度な統合性を求める「持続可能な金融についてのハイレベル専門家グループ (HLEG)」との連携を図る IIRC

IIRCは、企業報告のより高度な統合に向けた欧州のアクション「持続可能な金融についてのハイレベル専門家グループ (HLEG)」からの要請を歓迎している。

最終報告書を発表した同グループは、欧州委員会に対し、非財務報告に関するEU指令における「非財務情報の統合の必要性をより重視する」よう要請している。

同最終報告書は、「究極の目標とは、財務および非財務情報、あるいは持続可能性情報の集積もしくは統合でなければならない...統合報告は、持続可能性の要因を企業戦略にリンクさせる報告を通じ、こうした集積に向けた取組みを定性的に支えていく」と述べている。

国際的に統合報告の採用拡大を担うグローバルな連合体として、IIRCは、持続可能な金融に関する行動計画を作成し指令を更新する際に、欧州委員会と緊密に連携していく用意がある。

統合報告は、EU加盟国20カ国の企業で自主的に採用され、欧州委員会のガイドラインによれば、統合報告の採用企業は、EUの「非財務報告指令」の要件を全て遵守している。統合報告の慣行は進化と拡大を続けており、こうしたムーブメントの最前線を走っている企業に、長期的投資家の誘致や資本コストの削減などを含む、ますます大きな利益をもたらしている。

IIRCのCEO、Richard Howittは次のように述べている。「持続可能な

金融システムを構築するための国際的な取組みに向けた重要なステップとなる、このタイムリーかつ歓迎すべき報告書の作成に尽力してくれた『ハイレベル専門家グループ』に敬意を表します。こうした変化の達成は欧州に、地球上のすべての人々や市場の改善に向けた、真に持続可能な未来への道を切り開くものでしょう。同グループはこうしたさまざまな努力にとって統合報告がどれほど重要であるかについても特定しており、私たちIIRCも自らの使命を果たしていく所存です。

World NEWS

アジアを拠点に活躍されている金融関係者によるニュースです。
「上場会社役員ガバナンスフォーラム」に掲載されているニュースをご紹介します。

超小型株投資の魅力

多くの機関投資家は、時価総額50億円以下の超小型株投資を行うことが極めて難しい。何百億、何千億という巨大なポートフォリオを運用する彼らは、極めて小さな金額しか投資できない超小型株投資に躊躇する。また、実際投資をしても、巨大なポートフォリオではほとんどパフォーマンスに影響を与えることはなく、また流動性のリスクも存在する。その結果、機関投資家のポートフォリオマネージャーやアナリストは、超小型株の調査をすることは極めて少ない。たとえ、そこに宝の山があると感じていても、経済的理由からリサーチをすることは稀である。


機関投資家が興味を示さなければ、証券会社のアナリストもこうした超小型株をカバーすることはない。言い換えると、超小型株の株価は、その企業の実態と乖離している可能性が高く、調査をすることによって割安な企業を見つけることができる。その恩恵を得られるのは、個人投資家

である。多くの個人投資家の場合、自己資金は小額であるため、投資対象企業の規模はまったく問題はなく、流動性のリスクもあまり気にする必要はない。

一方、証券会社もカバーしない超小型株と個人投資家を結びつける場は、極めて限られているのが現状である。もちろん、独立系の調査機関等がウェブページにいくつかの超小型株を紹介しているのもあるが、その数はまだ限られている。また、多くの個人投資家も、機関投資家と同じように、大型株に注力していることも一因となっている。超小型株は、市場に認知されるまでは株価の上昇が期待できないため、短期志向の個人投資家には向かない。しかし、長期投資の観点からは、こうした超小型株投資が望ましいように思われる。10年単位の資産形成を考える個人であれば、こうした超小型化株への長期投資は魅力的である。こうした、個人の超小型株への

投資が増えてくれば、将来の成長企業の資金調達が容易になり、さらには日本の成長企業の増加が期待される。

その他関連ニュースはこちら

 <http://govforum.jp/>
(有料会員登録が必要です)

TOPICS

国内外で発信された統合報告/IR/ESG関連のニュースをご紹介します。

パナソニック企業年金、エーザイ企業年金がステewardシップ・コードを受け入れ表明へ

金融庁は、2月19日時点での日本版ステewardシップ・コードの受け入れを表明した機関投資家のリストの最新版を公表しました。かねてより金融庁のフォローアップ会議資料等で、企業年金の受け入れがなかなか進んでいない現状が指摘されていましたが、ここに来て、パナソニック企業年金やエーザイ企業年金が受け入れ表明し、ようやく動きが出しました。

2018年4月1日より、確定給付企業年金(DB)制度の改正も行われ、資産規模100億円以上のDBは「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」が示されたことで、例えば、運用受託機関の選任・契約締結では、運用受託機関の「責任ある機関投資家の諸原則」(日本版ステewardシップ・コード)の受け入れやその取り組み状況、ESG(環境、社会、ガバナンス)に対する考え方を定性評価項目とすることを検討することが望ましいと明記される等、厚生労働省と金融庁の連携も見られます。2017年3月末で、企業年金の占める株式市場でのウェイトは1.3%、うち企業年金連合会が0.3%を占め、DB・厚生基金の合計は1%未満という現状から、受け入れ表明が続くのかは企業年金自らが加入者ときちんと向き合っているかによるところが大きいのではないのでしょうか。

WEB <http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/list/20171225.html>

Climate Action100+キャンペーン、対象企業の選定を100社から50社追加し、150社に

Climate Action100+キャンペーンは、2017年12月、グローバルな機関投資家256機関(資産総額28兆米ドル)が共同で、温室効果ガスの排出量が多い企業100社に対して、削減を求める活動をしています。今回はさらに50社追加する模様です。100社の段階で、新日鐵住金、トヨタ自動車、ホンダ、日産自動車、スズキ、東レ、JXTGホールディングス、ダイキン工業、パナソニック、日立の10社が対象となっており、今後、対象となる企業が日本から追加される可能性があります。これまで機関投資家の中では、CalPERS、CalSTRS、AP1-G、AXA、Allianzらが参加しています。ただPRI署名機関の中でもこれらに参加するかどうか意見が分かれている模様で、いずれにしても現在、日本企業10社への要望は、①気候変動に対するガバナンスとトップの発信、②バリューチェーン全体での温室効果ガス削減、③気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)による情報開示の3点が求められ、議決権行使結果に影響が出る可能性も否定できない状況にあります。

グローバルなNGOであるCDPでも2018年、TCFDの最終提言を受けて、新たな設問が加えられ、日本の上場企業に対して、有料化(1社97,500円)され、無視できない状況にあり、具体的な行動と情報開示の両面で対応策を練る企業が増えることが想定されます。

WEB <http://www.climateaction100.org/>

上場会社における不祥事予防のプリンシプル(案)でパブリック・コメント

2018年2月、日本取引所自主規制法人は、「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」(案)を策定し、パブリック・コメントに入りました。2018年3月下旬を目途に正式なものになる予定としています。同法人としては、近年、上場会社における多くの不祥事が表面化し報道されるなど、不祥事がまれな事象ではなくなっており、こうした不祥事は、当該企業の社会的評価・企業価値を毀損するだけでなく、その広がりには、コーポレートガバナンスが機能していない市場との評価につながり、資本市場全体の信頼性を損なうこととなりかねないともみているとしています。2016年に策定されたプリンシパルが不祥事の事後対応中心であったことから、不祥事の発生そのものを予防するものを今回の改訂の目的としています。企業不祥事に関する知見を広く共有しようとする主旨のもので、今後、上場企業への周知がされるものと思われれます。

新プリンシパル案では、6原則からなり、各々の原則について具体的な解説と事例が示されています。例えば、原則6では、サプライチェーンを展望した責任感で、海外の製造委託先工場における過酷な労働環境について外部機関より指摘を受け、ブランド価値を毀損といった事例や、原則4では、不正の芽の察知と機敏な対処で、過去の不祥事を踏まえ再発防止策を講じたものの、機械的な対応に終始し自律的な取り組みとして定着しなかったことから、不祥事予防につながらずといった事例が挙げられています。

WEB <http://www.jpx.co.jp/news/3030/20180221.html>

Best <IR> Practice

先進的に統合報告に挑戦する企業の取り組みをご紹介します。



三代 まり子

RIDEAL株式会社 代表取締役

(元・国際統合報告評議会テクニカルマネージャー)

URL : <http://rideal.org/>

case:

Diageo plc

<https://www.diageo.com/>

リスクを開示することに対する抵抗感は、まだ企業文化の違いでばらつきが見られます。1) リスクを開示することのリスクと、2) リスクを開示しないことのリスクを天秤にかけたとき、後者の方が企業にとって中長期的には大きなリスクとなるとの認識が徐々に広まりつつあるのではないのでしょうか。

タイムリーで継続的なリスク開示は、長期視点の投資家をはじめとするステークホルダーとの信頼関係に直結します。信頼関係が構築されていない場合、例えば不祥事などが発生すると、株価の下落を押さえることができず、一向に回復する傾向にないという深刻な状況に陥りかねません。実際、近年においても企業不祥事に関する報道の数は減少するどころか、より金額的規模の大きなものや及ぼす範囲の広いものなども目立ちます。その結果として、なかなか株価も信頼も回復しないといった状況があるのも事実です。情報開示の側面から、このような状況を回避するにはどうしたらよいのでしょうか。

まず、従来のリスクに関する情報開示を見直してみる必要があります。有価証券報告書の「事業等のリスク」では、「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスク」の観点から財務状態、経営成績、キャッシュフローの大きな変動などのリスクを中心に特定され開示されてきました。一方、国際統合報告フレームワークでは、「組織の短、中、長期の価値創造能力に影響を及ぼす具体的なリスクと機会が何か、また、組織はそれらに対しどのような取り組みを行っているか」を検討する必要があります。求められている事柄の相違点を理解し、財務的なリスクに限定されないより長期的で包括的なリスクを捉える必要があるでしょう。

統合報告書におけるリスク情報開示の参考例として、イギリスの酒造メーカーであるディアジオ社をご紹介します。当社のレポートでは、10のリスクが特定され、各リスクは、4つの戦略の柱（「効率的な成長」「価値創造の一貫性」「信用と信頼」「意欲ある人材」）との関連性が示されています。また、各リスクは、「及ぼす影響」「軽減策」

Diageo plcのアンニュアルレポート

<https://www.diageo.com/en/investors/financial-results-and-presentations/annual-report-2017/>



特徴

イギリスの酒造メーカー。ギネス社とグランドメトロポリタン社の合併で1997年に誕生した。国際統合報告評議会（IIRC）をガイドにアンニュアルレポートの中で最も重要な持続可能性に関する情報を開示している。

「報告年度の状況・実績」の観点から簡潔な文章で説明されています。例えば、「販売規制と間接税」というリスクでは、主要な市場における販売規制や間接税の引き上げがレピュテーションに影響を与えます。軽減策として税に関するシナリオプランニングや政府、産業界、その他ステークホルダーとのエンゲージメントを通じた信頼構築と関係性やレピュテーションを深めていくことが挙げられています。また、政治不安や経済の不安定度が増したことで、税や取引規制の政策に関して不透明感やリスクが増したと説明した上で、エンゲージメントを成功させ、プログラムを通じて危険飲酒を減少させた実績が報告されています。

この事例ように従来型の形式的なリスク開示ではなく、企業の長期的価値創造の観点からリスクと戦略の関係性を確認してみるとよいでしょう。また、影響度や軽減策、リスクの変化を踏まえての実績なども紐付けながら開示すると企業のリスクに関する理解だけでなく、企業の情報開示に対する信頼性も高まるでしょう。

統合レポート/アンニュアルレポートのポータルサイト「In-Report」

2016年版を掲載中です。掲載を希望される場合は、ウェブサイトよりお問い合わせください。



統合レポート・リスト確報版

2017年版の国内自己表明型統合レポート発行企業リストは、以下、企業価値レポート・ラボのウェブサイト「レポート情報」に掲載中です。



IIRC (国際統合報告評議会) の Resources

<IR> に関してのグローバルなエビデンスはこちらからご覧ください。

What is Integrated Reporting?

統合報告とは？

統合報告はリーマンショックを契機として、行き過ぎた短期主義への反省から生まれた考え方です。過去情報である財務情報だけでなく、持続可能な成長を表現するためには戦略やESG情報といった非財務情報が重要だと言われています。イギリスや南アフリカでは統合報告が義務化されていますが、日本国内においては自発的な取り組みです。統合思考を醸成することで、長期的な企業価値創造ストーリーをステークホルダーに分かりやすく伝え、経営改善にも繋がるのが期待されています。

対話先進国とは？

2014年8月、経済産業省から「伊藤レポート」が公表されました。この中で企業の資本効率改善やインベストメント・チェーン変革という課題に言及し、「対話先進国」をめざすという提言が盛り込まれています。具体的な施策として、2014年2月に日本版スチュワードシップ・コード、2015年5月にコーポレートガバナンス・コードが策定されました。これらは企業と投資家が質の高いエンゲージメントをするための土台となる指針です。企業と投資家の「協創」による持続的価値創造を志向した動きが広がっています。

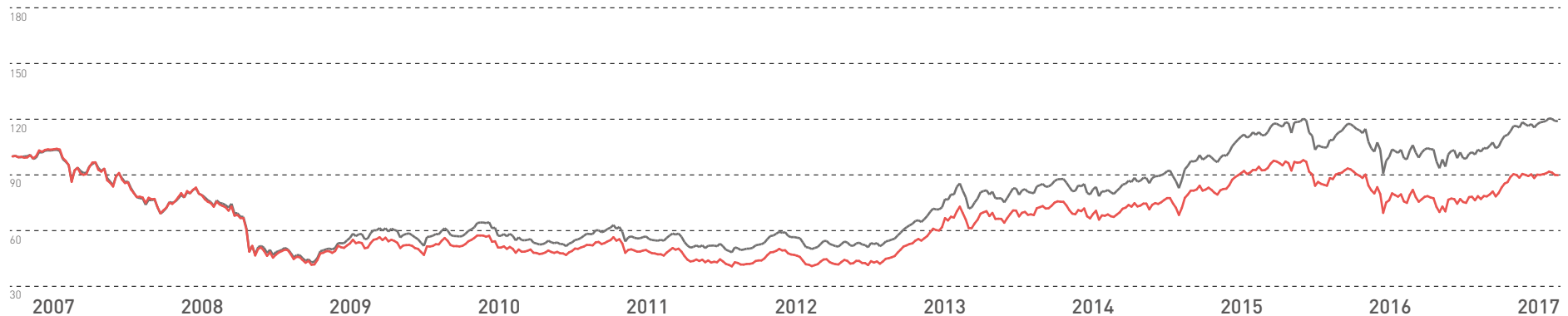
IIRCとは？

IIRC：International Integrated Reporting Council (国際統合報告評議会、本部：イギリス) は2010年7月に設立しました。企業報告の革新によって、金融市場の安定化と持続的な発展をめざしています。2013年12月に国際統合報告フレームワーク第1.0版を公表し、統合報告の普及・啓発を行っています。CDP, CDSB, FASB, GRI, IFRS, ISO26000, SASBといった財務・非財務情報開示基準に係る諸団体ともCorporate Reporting Dialogという組織の中で議論を重ね、連携を図っています。

SASBとは？

SASB：Sustainability Accounting Standards Board (サステナビリティ会計基準評議会、本部：アメリカ) はFASB (財務会計基準審議会) のサステナビリティ版という位置づけで、2012年に設立しました。Form 10-Kや20-Fといった法定開示書類における開示を念頭に、セクター別のサステナビリティ指標を策定しています。これらの指標は投資家にとってマテリアルであるということが最大の特徴です。2013年から順次公開されており、2016年までに79業種の基準を策定しました。

統合レポート発行企業 vs TOPIX 株価変動率 (10カ年) — 統合レポート発行企業 — TOPIX



※「統合レポート発行企業」は自己表明型統合レポートを発行している日本企業268社 (279社のうち非上場企業を除いた数) の株価変動率の平均値。279社のリストは[こちら](#)をご覧ください。